

令和2年4月17日

保護者 各位

白井市健康子ども部 保育課

「緊急事態宣言」に係る新型コロナウイルス感染症の
保育所等における対応について(4月16日変更)

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市保育行政につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、市では、さらなる新型コロナウイルス感染拡大による感染リスクの高まりを踏まえ、感染拡大防止対策をより一層徹底するため、4月20日(月)から5月6日(水)までの間、保育所及び学童保育所の利用を下記のとおりとします。

医療関係者をはじめ、安定的な生活の確保や社会の安定の維持のため、事業の継続が求められている方など、真にやむを得ない場合を除いては、登園の自粛を要請します。

保育園においては、健康観察、消毒、手洗い、うがい等の基本的な感染症対策を徹底しておりますが、保育現場では「3つの密」を避けることは難しく、集団における感染の危険は皆無ではありません。各家庭においてご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

1 保育所の利用について

令和2年4月20日(月)～令和2年5月6日(水)の間、保育所は、次の(1)(2)に該当する場合のみ、保育を行います。

(1)(2)に該当し、保育所を利用する場合は、4月20日(月)までに別紙「保育所利用申出書」を各園に提出してください。

なお、(2)による利用申出については、ご意向に添えない場合があります。お子様や園全体の安全のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 保護者が事業の継続を求められる事業に従事しており、仕事を休むことができず、家庭で保育可能な人がいない場合

【事業の継続を求められる事業の例】

医療関係、保育・介護・障害者支援関係、インフラ関係(公共交通機関、電気、ガス、水道・通信事業等)、運送通信関係、食品・生活必需品供給関係等
※千葉県ホームページ「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について」の4に該当する事業となります。

- (2) (1) の他、家庭での保育が特に困難である場合

2 保育料等算定の特例と給食費について

保育料（0歳～2歳クラス）については、次のとおり算定の特例を行います。

給食費（3歳～5歳クラス）については、各園において減免を行います。

保育料（これまでにお知らせしている内容と同じです。）

・利用している園に、「保育料算定特例申請書」を提出してください。
（すでに家庭保育している場合は、家庭保育期間を園に電話連絡のうえ、申請書は、登園開始時に提出してください。）

・特例算出方法

①4月8日(水)～5月6日(水)の算定特例対象期間※₁に1日も利用しない場合

⇒1か月分の保育料を無料とします。

※₁ 家庭保育の開始日が8日(水)でない場合でも、9日(木)～15日(水)の間であれば、1か月分の保育料を無料とし、6月以降の保育料から差し引きます。

②4月8日(水)～5月6日(水)の算定特例対象期間に数日の利用がある場合

⇒利用日数に応じて日割で保育料を算定します※₂

※₂ 算出特例に係る日割計算方法 現在の保育料×その月の家庭保育日を除く開園日数÷25日
（開園日数：日曜日と祝日を除いたその月の日数、 計算結果10円未満：切捨て）

給食費

・各園において減免を行います。
・申請方法は、各園により異なりますので、園に確認してください。

※注意事項

・保育料算定特例申請書を提出している場合でも、4月分及び5月分の保育料は各月末に引き落としされます。

今回、特例で算出された保育料と通常の月額保育料との差額は、5月6日までの利用状況を利用園が確認した後に、4月分、5月分の合算額を6月分以降の保育料から差し引きます。

3 その他

・5月7日以降の対応については、今後の状況により再度ご案内します。

担当 白井市健康子ども部保育課
電話 047-497-3488
FAX 047-492-3033
Email hoiku@city.shiroi.chiba.jp

新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置期間における
 保育所利用申出書

令和2年 月 日

施設長 あて

保護者氏名 _____

電話番号 _____

※日中連絡を取ることができる番号をお願いします。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置期間における保育所利用について、
 次のとおり家庭保育が困難であり、保育所の利用が必要であることを申し出ます。

1 利用児童

利用園			
利用児童氏名		生年月日	

2 保育所の利用が必要である理由

(1) 申出区分 ※ □にチェックを入れ、必要な記入をしてください。

<input type="checkbox"/>	父母ともに継続を求められる事業に従事しており、家庭で保育可能な人がいない ※事業区分は下の別表から該当する①～④を記入、事業内容は記載してください。		
	父	事業区分 ()	事業内容 ()
	母	事業区分 ()	事業内容 ()
<input type="checkbox"/>	家庭での保育が特に困難である 家庭での保育が特に困難である理由を記載してください。		

(2) 利用希望日・利用希望時間 ※利用希望日に○をつけ、利用時間を記載してください。

4月 利用時間 平日 (: ~ :) 土曜日 (: ~ :)

日	月	火	水	木	金	土
	4/20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 利用時間 平日 (: ~ :) 土曜日 (: ~ :)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6			

別表 (事業の継続を求められている事業)

区分	事業内容	
① 医療体制の維持	病院・薬局、医療品・医療機器の輸入・製造・販売等	
② 支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係等	
③ 安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力・ガス・石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等
	飲食料提供関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット販売等
	生活必需物資供給関係	家庭用品に輸入・製造・加工・流通・ネット販売等
	食堂等 生活必需品の小売り関係	食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師等
	生活必需サービス	銭湯、理容院、ランドリー、獣医等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分等
④ 社会の安定の維持	冠婚葬祭関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備、サービス、自家用車等の整備
	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットサービスその他決済サービス等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦等
	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係等
	安全安心に必要なサービス	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等
行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス	
育児サービス	託児所等	